平成２７年（フ）第６８号
兵庫県加古川市野口町長砂1341番地の７
債務者　見汐恵美子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第７５号
兵庫県姫路市田寺１丁目１番18―601号
キャッスルコート田寺
債務者　山戸　貴広
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１３０号
兵庫県加古川市野口町二屋96番地の１　アーバン野口103号
債務者　上村　　進
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第８５号
奈良県天理市二階堂上ノ庄町356番地７
債務者　大津みさ子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第９２号
奈良市大安寺３丁目９番14―105号
債務者　亀井　信行
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１５０号
山口県光市虹ケ丘３丁目24番８号
債務者　島田　智三
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７号
佐賀県嬉野市塩田町大字久間乙430番地１
債務者　森　美穂子（旧姓古賀・辻）
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第９号
北海道沙流郡日高町字平賀75―２　コーポフレンズ９Ｋ―Ａ、住民票上の住所北海道苫小牧市宮前町２丁目21番５号
債務者　梅坪　和弘
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第８号
秋田県大館市東台３丁目６番11号　２号、前住所秋田県大館市南神明町11番23号
債務者　船木　　寛
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第９号
秋田県大館市字二ツ屋境34番地７
債務者　山下理恵子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第２７号
群馬県みどり市笠懸町久宮647番地８
債務者　池本　善和
1　決定年月日時　平成27年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第６３号
金沢市新神田５丁目58番地　ＲＩＭＯ201号
債務者　スナックももこと　粟ケ窪富惠
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１１０号
石川県金沢市保古２丁目38番地３
債務者　河端真利江
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第８２号
長野県大町市大町5663番地　市営住宅大原２号団地44―27
債務者　古川　芳和
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第５７号
三重県四日市市西浜田町１番15号　Ｌｏｆｔ107
債務者　飯田　　始
1　決定年月日時　平成27年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第６５号
三重県四日市市北小松町298番地９
債務者　河北　寿康
1　決定年月日時　平成27年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１７６号
京都市東山区三条通北裏岡崎西入柚之木町344番地　柚木荘
債務者　有馬　康一
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係